広報 環整連

題字は斎藤邦吉先生書

発　行　所
昭和48年3月14日
厚生省環第171号認可
全国環境整備事業協同組合連合会
〒103-0027 東京都中央区日本橋2-9-1
竹一ビル4階
TEL (03) 3272-9939
FAX (03) 3272-9938

環境整備事業関係広報紙
【8月号】
本紙は一般廃棄物・浄化槽保守点検清掃・産業廃棄物等の取扱業者による全国団体の広報誌です。
会員・関係企業・官公庁・地方公共団体に頒布しております。

全国環整連

# 下水道法改正特別委員会を下水道部会へ

## 第1回理事会で全国大会開催概要決まる

全国環整連は7月18日、東京・一ツ橋の如水会館で平成26年度第1回理事会を開き、各部会の活動報告や第40回全国大会（滋賀）の企画案等を審議した。また下水道法改正特別委員会を「下水道部会」へと変更し、下水道関連業務の受託に向けた取り組みを検討することが提案され、次回理事会（9月）にて承認を得ることとした。

理事会は午後1時、オブザーバー含め104名の出席を得て開かれた。

冒頭で玉川福和会長は、「全国環整連は今後も部会でさまざまな課題の解決に当たっていく。自らの業を守るために団結して活動する」と挨拶した。

このあと第1号議案では各部会の活動報告を審議した。財務報告は事務局から4～6月の収支、交通費補助・旅費・宿泊費・都道府県支払明細、賦課金入金状況が報告された。

適正処理推進部会は4～6月までの活動報告を行い、新宮町覚書による許可問題が一応の解決をみたこと、吉野ケ里町合理化問題などの現地支援状況等を報告した。

浄化槽部会は4～6月までの活動報告を行うとともに、浄化槽法施行規則で示される保守点検回数、浄化槽清掃業許可の技術上の基準、平成18年5月17日の浄化槽推進室長通知で示される3業種連携の必要性、記録票の電子化などについて解説した。

下水道法改正特別委員会は、委員会の名称を「下水道部会」に変更することを提案した。従来どおり下水道法改正に耐えうる体制作りとして、水再生システムの普及に全力で取り組むほか、新たに下水道維持管理業務の受託に向けた検討・調査を行う。活動方針や名称変更は次回の9月理事会で承認を得ることとなった。

循環資源推進部会は、今年1月28日に最高裁が下した、福井県小浜市での一般廃棄物処理業許可に関する最高裁判決事例（一般廃棄物処理業許可取消等、損害賠償請求事件）の情報提供を行った。新規許可は一般廃棄物処理計画に基づいて行うことや、一般廃棄物処理業が自由競争に委ねられるべき性格の事業ではないと最高裁が判断したことについて説明した。

事業部会は5・6月の活動の中で、5月15・16日の第2回ケーススタディで生ごみのコンポスト化等を行い循環型農業に取り組む和郷園を視察したと説明した。

第2号議案では、第40回全国大会（滋賀）の開催概要が報告された。今年度は10月30・31日に滋賀県の大津プリンスホテルで開催する。30日は午後1時から大会式典、講演、懇親会、31日は午前9時半から本会議を予定することで承認を得た。

また山口市環境整備事業協同組合の三好恵彦代表から、27年度の第41回全国大会を山口県で開催することが要望され、併せて承認された。

自治体財政が逼迫する昨今、下水道は一般会計から毎年多額の繰り入れを行っており、処理性能に優れ、経済的・効率的に整備が可能な浄化槽は地方財政を救う鍵として期待が集まっている。しかし浄化槽の維持管理に目を向けると、保守点検回数の問題をはじめ、業者によって作業内容にばらつきがある、法定検査に至っては現場確認をしない採水員制度など課題が山積している。

連載企画①

## 水再生システムの早急な普及を！

2-5面

企業ルポや座談会など全4回

このような状況の中、全国環整連は適正な浄化槽維持管理体制を確立するため、水再生システムの普及に取り組んでいる。

浄化槽に集まる社会的期待を裏切らないためにも同システムの早急な普及が必要とされている。広報環整連は今号から全4回に分け、水再生システムの目的と意義、導入企業の今、今後の展望について学識者の意見や座談会を交えながら特集する。

## 第40回全国大会を10月30・31日に開催

### 滋賀県の大津プリンスホテルで

全国環整連は10月30・31日、滋賀・大津市の「大津プリンスホテル＝写真」で第40回全国大会を開催する。今年度の大会テーマは「防災に対する行政と業界の役割」「循環型社会の構築」。一般廃棄物の適正処理に関連するさまざまな問題について行政と業界が認識を共有し、一致協力した体制の構築を図る。

式典は30日の午後1時から開始し、その後2時から基調講演。6時からは懇親会を開く。翌31日は午前9時半から方針・本会議を開く。

目　次

1面…第1回理事会で全国大会開催概要固める
2～3面…企画・水再生システム導入の意義は
4～5面…ルポ・認証取得企業の今
6面…第2回理事会で下水道部会編成

連載企画「水再生システムの普及促進へ」

# 水再生システム認証取得で浄化槽の信頼性確保へ

全国環整連下水道部会　部会長　木村俊哉

全国環整連は浄化槽維持管理業務の適正化へ「水再生システム」の普及・認証を進めている。地域や業者によって差のある保守点検の回数の問題や、作業内容のばらつきなどを統一的に見直し、誰の目から見ても信頼される業務体制の確立を目指している。下水道部会の木村俊哉部会長に、水再生システムの概要や認証基準、全国環整連が目指す“水再生業者”について聞いた。

## 技術上の基準に従った業務転換へ

――水再生システムとは。

【木村】前政権のときに全国環整連は下水道への浄化槽繋ぎ込みを免除する下水道法第10条の改正を働きかけました。しかし下水道サイドからは、浄化槽の維持管理はでたらめだという反対を受けました。どちらかというと施策的な反対というより、我々の仕事の中身、業務で批判を受けていたわけです。実際に浄化槽は、保守点検回数が地域で異なる、業者ごとに作業内容にばらつきがある、法定検査の検査結果に大きな違いが有るなど、維持管理上の問題を多く抱えています。

そこで誰の目から見ても信頼される浄化槽維持管理体制を構築するため、水再生システムでは浄化槽法施行規則の技術上の基準に従った維持管理業務へ統一的な見直しを図っています。その核となる記録票は、浄化槽法で定める技術上の基準やガイドラインの要求項目などを総点検して、維持管理に必要とされている作業、さらに経時的な管理を行うために必要な記録を残すとどのようなスタイルになるのか検証し、独自に「全国新清掃記録票」「全国新保守点検記録票」を作成しました。

また本来、維持管理というのは清掃、保守点検、法定検査の3業種が連携しなければならないものです。それぞれの業者がばらばらに作業にしていたのでは良好な水質を得ることはできません。そこで記録票には“申し送り事項”の欄を設け、さらに記録票を電子化し、オンラインで結ぶことで3業種が連携した維持管理を行えるようにしています。

ただやはり現実のレベルを見て、果たしてこの記録票に沿って全員がやれるのか、そういった声もありました。しかし法令で定められていることは必ず行わなければなりません。全国環整連は先陣を切って規範を示そうということで4年前よりスタートしています。正しい記録票に沿って作業することで、浄化槽の問題点を払拭する。今まで以上に国民目線で信頼される中身の仕事に改めなければなりません。

## 認証は総合・技術で4段階

――システムの認証基準は。

【木村】システムの認証は総合認証と技術認証の2種類があり、それぞれAとBに分かれていますので合計4段階になります。認証基準は区域割り、一括契約、全国新清掃記録票および全国新保守点検記録票に準じた維持管理の3点で、総合認証は区域割りがされていて、一括契約率が60％以上であることが求められます。その上で法定検査も含めた一括契約であれば総合認証A、そうでなければ総合認証Bとなります。

技術認証は一括契約率が40％以上であることが求められます。こちらでも法定検査を含めた一括契約であれば技術認証A、含めていなければ技術認証Bとなります。

ただいずれの認証でも、全国新清掃記録票および全国新保守点検記録票に準じた維持管理は必須項目となります。

認証の流れとしては、まず我々は水再生システム研修会を開催していますので、そこで全国新清掃記録票および全国新保守点検記録票に基づいた作業と関係法令を理解していただくことから始まります。研修会は随時、全国で開催していますので、希望される方は申し出ていただければ対応します。

その後、各社で水再生システムを実践していただき、各県（各地区）の水再生システム担当者が現地確認を行います。そこで問題改善計画にのっとり、業務管理状況や現場作業の確認を行い、認証基準に適合していれば各都道府県組合に仮審査申請を行います。これを受け、各都道府県組合は申請のあった組合員に対し仮審査を行い、適合と判断すれば下水道部会の水再生システム委員会宛に最終審査申請を行い、最終審査により適合と判断すれば水再生システムの“認証”となります。

認証の種類と基準

| | ※区域割り | 一括契約 | | 新　清掃・保守点検記録票に準じた維持管理サイクル |
|---|---|---|---|---|
| | | 法定検査 | 契約率 | |
| 総合認証A | 有り | 有り | 60％以上 | 実　施 |
| 総合認証B | 有り | 無し | 60％以上 | 実　施 |
| 技術認証A | 無し | 有り | 40％以上 | 実　施 |
| 技術認証B | 無し | 無し | 40％以上 | 実　施 |

※業者が区域を定め許可を受けた場合、その許可区域内の処理責任は分散せず明確になる。一方、複数業者に許可を与え区域を定めない場合は、業者の処理責任は不明確となり、結果として清掃率が低く、市町村の定める処理計画を適正に実施するに困難な現状が有る。

## 3業種連携で適正な維持管理サイクルを

――清掃、保守点検時期を定めているのは。

【木村】浄化槽法施行規則では清掃、保守点検の回数（期間）は定められていますが、清掃・保守点検・法

2ch DO/pH計
DOP-10Z
1台でDO、pH、ORP、水温測定
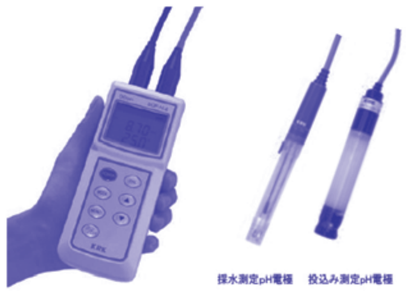

同時測定は避けてください。同一試料水にDOプローブ及びpH電極を同時に没水させる同時測定は避けて各単独測定をしてください。

| | |
|---|---|
| DOモード | DO:0.00～30.00mg/L<br>気中酸素:0.0～30.0%<br>水温:0.0～50.0℃ |
| pHモード | pH:0.00～14.00pH<br>mV:−1900～+1900mV<br>ORP:−1900～+1900mV<br>水温:0.0～50.0℃ |

マルチレンジ残留塩素計
RC-V2
低濃度残留塩素から
高濃度次亜塩素酸ナトリウムまで測定

| | | |
|---|---|---|
| 測定対象 | 塩素殺菌水、電解次亜生成水、水道水、浴槽水、遊泳プール | |
| 測定範囲 | DPDモード | 0.00 ～ 3.00mg/ℓ |
| | RC-Lモード | 0.0 ～ 20.0mg/ℓ |
| | RC-Hモード | 0 ～ 300mg/ℓ |
| | RC-Tモード | 0 ～ 3000g/ℓ |
| | RC-Uモード | 0.0 ～ 200.0g/ℓ |

比色試験器
アクアテスター、DPD試薬
1Z / 2Z シリーズ（9段階測定）　7Z シリーズ（10段階測定）

DPD残留塩素測定試薬
比色法、ニーズに対応、粉末分包試薬、液体試薬をライナップ

粉末分包試薬
DPD-GL-10　DPD-WA-50　DPD液体試薬
DPD-F-1　遊離残留塩素試薬
DPD-TL-1　全残留塩素試薬

ピストン式採水器
ミズテッポ1号／2号
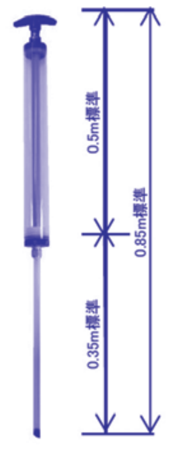

1回で500mℓ採水OK!
深い所 狭い所 浅い場所の採水OK!

テーパ付採水ノズル

濁度、PH／ORP計、DO計、塩素イオン計
レーザー濁度計、導電率計、電磁濃度計
COD計、各種試薬・標準液、ETC

KRK 笠原理化工業株式会社
本社:埼玉県久喜市吉羽1－10－10
☎0480－23－1781 FAX 0480－23－2749
URL http://www.krkjpn.co.jp

定検査の作業月を組み合わせたサイクルは示されていません。極端な悪い例を挙げると、同月に清掃と保守点検を行い、さらには法定検査も重なってしまう。ただ不信感を助長させるだけです。

そこで全国環整連の維持管理サイクルというものを定め、4カ月に1回の保守点検と清掃を重ならないようにする。法定検査は清掃直後に行っても良い結果が出るのは当たり前ですので、清掃後7カ月から10カ月の約3カ月、浄化槽が機能を発揮している時期に行うようにする。そうすると一定の間隔月というのが自ずと決まってきます。

そしてそれぞれが水質に責任を持った作業を行い、調整箇所があれば、適切な調整・処置を行い、その結果と指示事項を記録票にて申し送り、確認しながら作業を行う。こういうことを行って初めて3業種間の連携が成り立ちます。私たちは何かあると役所の縦割りだと批判しますが、今まではそれぞれの業者の都合で作業してきましたから、我々だってずっと縦割りでやってきていたと言えます。

**浄化槽維持管理サイクル**
＜基本パターン＞

| | 月 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 作業名 | 清　掃 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 保守点検 | | | △ | | | | △ | | | | △ | |
| | 法定検査 | | | | | | | | 11条検査 | | | | |

# 区域割り推進し処理責任を明確化

――認証に区域割りを入れる意味は。

【木村】廃掃法では市町村が一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定めることができると定められています。この品目、このエリアというふうに限定的な許可を与えて、円滑な清掃事業を遂行させるために条件を付しても良いということです。

この区域割りが浄化槽の清掃を適正に行うために必須だと我々は考えています。区域割りがされていれば、そのエリアの許可業者以外に清掃を行える業者はいなくなります。言い換えるなら、そのエリアを任されたという責務が生まれるということです。実際に区域割りと清掃率は表裏一体で、区域割りされているところは清掃率も高い傾向があります。

もし区域割りがされず同じエリアに許可業者が複数いると、エリア内の特定の浄化槽について、どの業者が清掃を行ったのか、あるいはまだ清掃が行われていないのか分からなくなりますし、業者側からしてみても儲けの良いところや、仕事が取りやすいところだけに行きがちになります。業者の処理責任が不明確になるということです。我々の仕事は自由業ではないのですが、区域割りをせずにやっているとこのように自由業的な仕事をしてしまいます。

ただ区域割りはあくまで市町村が行うものなので、1業者で働きかけてもできません。地元の組合が組織として動く必要があります。全国環整連でも浄化槽部会、適正処理推進部会が応援に行って、できる限りの手立てをさせていただいております。

――従来の委員会が下水道部会に名称変更されましたが。

【木村】下水道部会の活動方針は、水再生システムの認証取得を推進し、下水道法改正に耐えうる体勢作りを行うことです。しかし一方で、目の前で下水道の整備が進んでいる実態もあります。そこで下水道部会では、下水道維持管理業務の受託に向けた取り組みも合わせて行うこととしています。

3業種が連携した浄化槽維持管理体制の構築を目指すという根幹部分は変わりませんが、今後は指定管理者制度など、官が公共施設の管理を手放す時代がやってきます。そういうときに我々は指をくわえながら傍観しているのではなく、自ら業務を取りに行ける体勢作りも必要になるということです。ただ、浄化槽すら適正に管理できない業者に自治体が下水道の管理業務を受託させるわけがありません。そういう意味でも水再生システムを踏まえた活動を展開していきます。

下水道に関する取り組みはまだ動き始めたばかりですが、まずは今後1年で下水道の受託に関する実態調査やアンケート、将来予測などを行い、活動の焦点をどこにフォーカスしていくか検討したいと考えています。

# 社会情勢の変化踏まえ早急な行動を

――目指す〝水再生業者〟とは。

【木村】従来の清掃というのはくみ取ったものを右から左へ運ぶだけが仕事でした。ですがよく振り返ってみると我々は許可業者です。許可業者というのは、能力のある者が市町村に代わって固有の事務を代行する非常に重い責任を持った立場にあります。要は許可を得た地域で責任を持った仕事をし、地域の公衆衛生の向上や環境保全に寄与していくということです。

清掃は、清掃業許可の技術上の基準に定められた器具器材を使用し、作業前の点検で水質や汚泥堆積厚等を測定、経時的な管理で浄化槽の機能を正常に保ち、地域で出てきた生活排水を再生してまた地域に還元する。ただの運び屋ではなく、これからはこの水循環の流れを維持する水再生業者を目指さなければなりません。

ご存じの通り、今年1月に環境省と国土交通省、農林水産省の3省が、汚水処理に係る都道府県構想策定マニュアルを統一的に見直しました。マニュアルでは時間軸の概念が新たに取り入れられており、10年以内に汚水処理施設の概成を目指すとしています。下水道整備エリアであっても弾力的な手法を取り入れるとのことですので、消去法で行くと浄化槽を整備するしかありません。浄化槽の役割は今よりもっと大きくなっていくと予想されます。そうした時に信頼できる浄化槽維持管理体制が整っていないと、今の業者に任せて良いのかという批判も出るでしょう。10年後ではなく、今すぐ取り組む必要があります。

またこの業界でも規制緩和の問題がいつ波及してくるかもしれません。その時、依然としてただ運ぶだけの仕事をやっていたのでは、能力要件を問われた時に新規許可を防ぐことは困難となるでしょう。今までやってこれたからこれからも大丈夫だろうと思うのは間違いです。指導を受けてから対応すれば良いと思うかも知れませんが、指導を受けた時点でもう遅い。だから我々は常に先を走らなければなりません。全国環整連のメンバーであればどの地域でも同じ、適正な技術で浄化槽の維持管理を行っていると。特に若手を中心に動いていただきたいと思います。

昭和40〜50年、平成初期の頃とは時代が違います。この頃はやがて浄化槽が下水道に接続されると言われていても、どんどん新たに設置されていたから仕事に追われていました。仮になくなっても代わりの仕事を提供してもらえる、そういうことばかり意識していた。でも実際はなくなってからアクションを起こしても遅いのです。その頃には体力が無くなっていますから。

これから次代を担っていく若手には、この点を踏まえて、今までのやり方でこの先10年、20年と会社が存続できるのかと真剣に考えていただきたいと思います。会社を守るためにはどうすれば良いか。浄化槽清掃業に対する社会的認知はもう今はされています。あとはこの仕事をどう発展させるかです。

時代が変わって下水道は止まりつつある。浄化槽設置が増える可能性も出てきましたが、中身を問われると新たな業者が入ってくる恐れもあります。そうならないために仕事の中身を今から改めるのですが、それは個人でやっても意味がありません。なぜなら自分だけが頑張っていても、よその業者が質の悪い仕事をしていれば、その悪いレッテルが自分のところまで波及して来るからです。

ある意味ではここが本心とも言えますが、結果的に我々の仕事を守るためにやらなければならないことです。仮に規制緩和が行われたとしても、もし3業種で浄化槽の維持管理体制をしっかり確立できていればそこに入り込む隙はありません。だから何度も言いますが、我々は今のうちにしっかり襟を正していかなければならないのです。


| MLSS / 界面計 | MLSS計 | 溶存酸素計　DO計 | pH / ORP計 | pH計 | 塩素イオン計 |
|---|---|---|---|---|---|
| SS-10Z | SS-10F | DO-10Z | KP-10Z | KP-10F | CL-10Z |

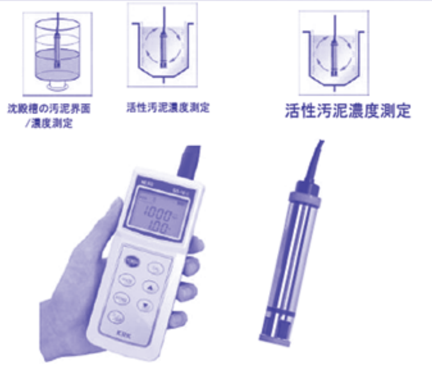


| | SS-10Z | SS-10F |
|---|---|---|
| 測定範囲 | MLSS：0〜20000mg/ℓ(表示は30000mg/Lまで) | |
| | 水深　0.00〜5.00m | 無し |
| ケーブル長 | 6m標準(最大11mまで延長可能) | |
| 携行ケース | 標準付属 | |

NEW DOセンサー

| | |
|---|---|
| 測定方式 | カートリッジ式ガルバニセンサー |
| 測定範囲 | DO：0.00 〜 30.00mg/ℓ |
| | O2：0.0 〜 30.0% |
| | 水温：0.0 〜 50.0℃ |

pH / ORP / 水温計　　pH / 水温計

| 型式 | KP-10Z | KP-10F |
|---|---|---|
| 測定範囲 | 0.00〜14.00pH | |
| | 0〜±1900mVpH電極起電力 | |
| | 0〜±1900mV(ORP) | 無し |
| | 0.0〜50.0℃ | |
| 電極 | 採水型：CE-106 | 採水型：CE-2106 |
| | 投込み型：CE-120-3 | 投込み型：CE-2120 |

測定レンジ自動切替機能付

鉛フリー対応でIP67相当の防水構造

| | |
|---|---|
| 測定方式 | 固体膜塩素イオン電極法 |
| 測定範囲 | 0〜2000mg/L |
| 分解能 | 0.1mg/ℓ(0.1〜99.9の範囲) |
| | 1mg/ℓ(100〜2000の範囲) |

濁度、PH／ORP計、DO計、塩素イオン計
レーザー濁度計、導電率計、電磁濃度計
COD計、各種DPD試薬・標準液、ETC

KRK 笠原理化工業株式会社

本社：埼玉県久喜市吉羽1−10−10
☎0480−23−1781 FAX 0480−23−2749
URL http://www.krkjpn.co.jp

連載
企業ルポ
①

# 信頼される浄化槽維持管理業目指し

## 認証第1号のクリーンサービス山城

全国環整連の水再生システムで、（株）クリーンサービス山城（京都府相楽郡精華町、津路正志社長）は全国の組合員に先駆けて技術認証を取得した。作業員は、「清掃作業の手順が明確になり、結果的に作業の効率化が図られた」「保守点検の内容についてお客様への説明責任が果たせるようになった」と導入の成果を話す。ここでは認証第1号となった同社の浄化槽維持管理業務を取材した。

クリーンサービス山城

クリーンサービス山城は京都府相楽郡精華町、笠置町、和束町、南山城村及び木津川市で、昭和37年から浄化槽清掃・保守点検業に携わっている。同地域の生活排水処理は浄化槽が主体だったが、平成11年に流域下水道事業が始まると急速に整備が進み、平成24年度末時点の下水道普及率は精華町で98・1%、木津川市で89・5%となった（公益社団法人日本下水道協会調べ）。下水道の工事は平成28年まで続く予定で、相楽郡広域事務組合（木津川市、精華町）の平成21年度循環型社会形成推進基本計画では、平成27年度の目標が処理区域内人口11万5483人に対し、下水道が87・3%、合併処理浄化槽が4・4%とされている。

このような状況で、同地域の清掃業者はクリーンサービス山城を含めて7社存在し、このうち5社が環整連非組合員となっている。もともと競争の激しい地域であり、さらに目の前に流域下水道という巨大事業が迫る中で水再生システムに取り組むことについて、売り上げに影響するのではと社内で心配する声もあったという。しかし水再生システムの研修会に参加し、技術上の基準に従った浄化槽維持管理業務を実践するうち、現場からも支持する声が上がってきた。

同社の清掃作業を見学すると、過去1年間の清掃、保守点検、法定検査の状況を確認しながら、清掃前に透視度やpH値、スカム厚、堆積汚泥厚などを計測し、その上で丁寧に作業を行う様子が確認された。作業の合間に「大変ではないですか」と尋ねると、「確かに手順は増えたが、よく考えればこちらの方が合理的だと思う」と屈託なく答えた。

また同社施設管理部の藤本哲義氏は、水再生システムについて初めは「ここまでするのか」と言う印象を持ったと語る。これまでもお客様への丁寧な説明、適正な維持管理に努めてきたという自負があり、新たな作業については抵抗を感じる部分もあったと言うが、システムを運用するうちに「お客様への説明責任が果たしやすくなった」と感じるようになったという。

例えば「浄化槽が汚れている」という趣旨の説明について、従来はスカム厚、汚泥厚が「多い」「少ない」と表現していたが、これらを浄化槽のイラスト等も併用しながら具体的に「何センチ」と示すことができるようになった。作業量は確実に増加し、1件あたり約20分増になったというが、点検項目を数値化しておくことで理解を得られやすくなったとの実感を得ている。

また保守点検と清掃の連携については、同社では以前から浄化槽維持管理業務の連携を重要視し、口頭やメモ等で連絡し合っていたが、記録票に申し送り事項の項目が設けられたことで業務の効率化につながったとしている。

水再生システムの導入は、清掃・保守点検の連携を強化し、社員に適正な浄化槽維持管理への取り組み意識を芽生えさせる契機となったようだ。同社は今後も浄化槽維持管理を通じ、地域の水環境改善に邁進していく。

清掃作業を見せていただいた堀内氏（右）と江縫氏（左）

清掃するとともに、槽内の異常も確認する

平成11年から供用開始された流域下水道処理施設

透視度とpH値計測のようす

# 本業を正すことが スタートライン

## 水再生システム認証取得を聞く

**株式会社
クリーンサービス山城
代表取締役　津路　正志**

――認証取得を振り返ったご感想は。

【津路】京都府南部のエリアは競争が激しいところです。清掃業者が7社ありまして、このうち5社が非組合員です。そのため区域割りが難しく、清掃率も保守点検率も低い状況です。また浄化槽も減っています。他のエリアのような料金で清掃できればまだ何とかなりますが、今の状況で水再生システムの認証を取得するのは本当に大変なことでした。

しかしこれまで通り手抜きしてお金を貰うのか、それとも安いから仕方ないで済ませるのかというと、私はどちらも違うと思います。我々は許可業者なのですから、安かろう悪かろうで将来はありません。今仕事のあり方を見直さなければ、我々はこのまま衰退してしまいます。水再生システムに取り組めば必ず生き残れるという保証はありませんが、何もしなかったらそれこそ本当に終わりです。

転換業務だってまず本業に真面目に取り組んでいることが前提でしょう。本業すら満足にできない業者に自治体が業務をくれる訳がありません。何十年もそのままにしていた目の前の業務を正して初めてスタートラインだと思いますね。

――システム普及に対するお考えは。

【津路】まず各県連のトップの方がやる気になっていただかないと進まないのではないかと思います。

全国環整連の玉川会長が理事会で「今の仕事に満足しているか。死ぬ時に笑って死ねるか」と言うような挨拶をされます。私も今年で55歳になりますが、もし最期を迎えた時、これまで自分がやってきたことって自分にしか分からないでしょう。そう考えると、せめて長年携わってきた仕事くらいはきちんとしなければならないと思います。こそこそしないで、本当に良い仕事をしてきた、そう思えるような形で終わりたいですね。

もちろんお金も生きていくために必要ですが、年を取って自分の人生を振り返った時、お金だけ残していても果たして自分の人生は何だったんだろうって空しさだけが残るのではないかと思います。

私のエリアでも浄化槽の5分間点検、10分間点検をやられていたことがありますが、そろそろ業者が一丸となって襟を正さなければなりません。また地域の現状を振り返ってみますと、少子高齢化が進み、独居老人世帯も増えています。今後は清掃料金の人頭制といったことも含めて考えていかなければならないと思います。本当に今が最後のチャンスです。

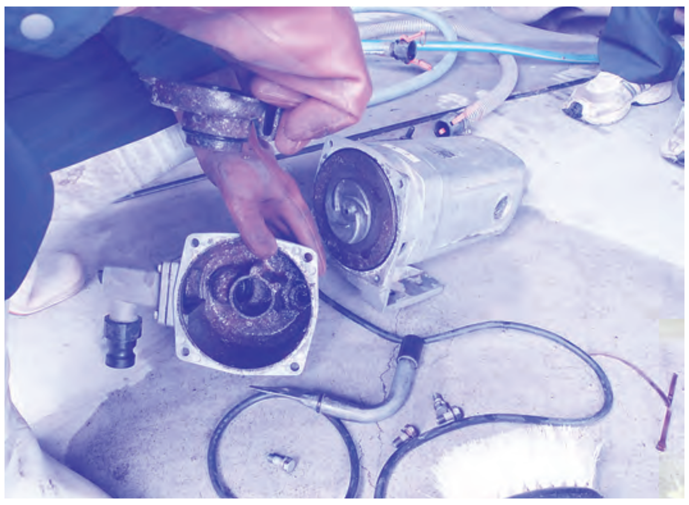

清掃中にポンプが停止、分解確認する

今回はタイラップが混入していた。除去して作業を継続する。

消毒剤の確認。ラベルから時期のずれなく1年ごとに清掃していると分かる


# 浄化槽用塩素剤について

◎保証金不要
◎役所
◎民間　販売店募集 しています。是非お電話下さい。
◎自社の維持管理の他に相当な需要があります。

◎経費削減は社員第一番の義務です。　◎役所の入札を取りたい方はお電話下さい。　◎下水がどんどん入ってきます。早く気付いて下さい。

**特徴**

現在の製品は非常に良くなっています。
〈1〉今お使いになっているのと同じ有機系塩素剤です。
〈2〉従来品の2～3倍長持ちします。（当社比）
〈3〉即納体制で翌日配達します。
〈4〉メーカーの全面的バックアップにより安定供給できます。

**品名　ゴールドSS−900塩素剤**

有機系塩素剤トリクロロイソシアヌール酸99%

①ゴールドSS900ST　50g錠　単独用　15kg（50g×6錠×50本）
②ゴールドSS900　30g錠　合併用　15kg（30g・5kg×3袋）
③ゴールドSS900　30g錠　単独用　15kg（30g×10錠×50本）
④ゴールドSS900　15g錠　単独用　15kg（15g×20錠×50本）
⑤ゴールドSS900M　100g錠　小型合併用　15kg（100g×5錠×30本）
⑥ゴールドSS900J　150g錠　合併用　15kg（150g×5錠×20本）
⑦ゴールドSS900　15g錠　合併用　15kg（15g・1.5kg×10袋）

得意取扱品　＝　水処理機械・薬品、公害防止機器、化学工業薬品、ブロワ、水中ポンプ、フロート、散気管、換気装置、合併取替装置、ルーツブロワ、水中ブロワ、スクリーン、浄化機能促進剤、高圧洗浄機、排水管清掃機器、DO、PH、小型MLSS計、採水器、水質検査器、風量計、消泡剤、殺虫プレート、透視度計

**株式会社サンケン中部環境研究所**
〒443-0104　愛知県蒲郡市形原町三浦17-9　TEL（0533）57-2026／FAX（0533）57-1585

日本環境整備事業　西日本　TEL（06）6314-3712／FAX（06）6363-0756
東京環境整備事業　東日本　TEL（03）3370-6644／FAX（03）3370-4646

全国環整連

# 第2回理事会に室井邦彦議員

## 下水道部会編成に向け部会員募集

全国環整連は9月26日、東京・一ツ橋の如水会館で平成26年第2回理事会を開催した。各部会の活動報告や第40回全国大会（滋賀）の開催について審議し、このうち下水道法改正特別委員会は「下水道部会」への変更が承認された。同部会の木村俊哉部会長はこの決定を受け、下水道部会員の募集を翌週から直ちに開始した。また審議に先立ち、来賓出席した室井邦彦参議院議員（維新の党）から挨拶があった。

理事会は午後1時、オブザーバー含め85名の出席を得て開かれた。

初めに来賓出席した室井議員から挨拶があり、「今回、結いの党と合流し〝維新の党〟となった。しっかり政府に物を言える野党として貢献したい。浄化槽、下水道の問題については民主党の小見山幸治議員が皆様の応援団として頑張っているが、私どもも国会の予算委員会、環境委員会、国土交通委員会、厚生労働委員会などで包囲網をかけることができる。皆様のご指導を受けながら応援したい」と呼びかけた。

続けて玉川会長は「区域割りをせず、自由業のような形態で浄化槽の清掃を行うと、清掃率は50％程度で頭打ちになることが証明されている。私たちは団結することで業を守っているが、その目的はよりよいサービスを提供することであり、そのためには安定的に業を継続することが必要になる。より厳しい規制を通じて、自由業では達成できないより良い地域の水環境を作り上げることが我々の目指すところ。滋賀は前回大会より10年たった。この10年でどう変わったか検証する必要がある。環整連の将来を憂いて滋賀でアピールしたい」と挨拶した。

挨拶する室井議員

この後は各部会の活動報告に移り、財務報告、適正処理推進部会、浄化槽部会、下水道部会、循環資源推進部会、事業部会の順で報告された。

また第40回全国大会（滋賀）は、開催概要や大会宣言、大会スローガン、政府に対する要望決議、各部会方針の案などが審議され、大会テーマを「防災に対する行政と業界の役割」「循環型社会の構築」とすることなどが承認された。

## いわき市へ事務所を移転

福島県環整連

福島県環境整備協同組合連合会（岡光義会長）は、このたび福島市からいわき市へ事務所を移転した。

新事務所は、〒973－8408福島県いわき市中郷高坂町大町138番地2、環整会館内。また移転に伴い電話・FAX番号もそれぞれ変更した。

新番号は電話0246－27－8818・FAX0246－27－8813。

環境省

## 一廃処理業の継続・安定性確保求める

### 廃棄物・リサイクル行政主管課長会議

環境省は6月30日、東京・大手町の大手町サンスカイルームで「全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議」を開催した。

平成26年度予算や主な施策のポイント等が説明され、この中で一般廃棄物処理については今年1月28日の最高裁判決に触れ、一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるよう、許可地域の需要の均衡およびその変動による既存許可業者への影響について適切に考慮することが必要と求めた。

判決では一般廃棄物処理業が非常に公共性が高いこと、自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置づけられていないといった内容が盛り込まれており、これを受け山本昌宏廃棄物対策課長は「今後新たな許可を出す時だけでなく、更新する時にも今の状況が一般廃棄物処理計画に照らして適正でない場合は、同様の訴えがされることが起こりえる。裁判があるからという意味ではなく、これを機会に改めて廃棄物処理法の目的に照らしてしっかりした運用が行われているか、いま一度市町村は勉強していただきたい」とした。

**今月の労働安全衛生標語**

**合図はしっかり　応答はっきり**

総務部会・安全衛生委員会